



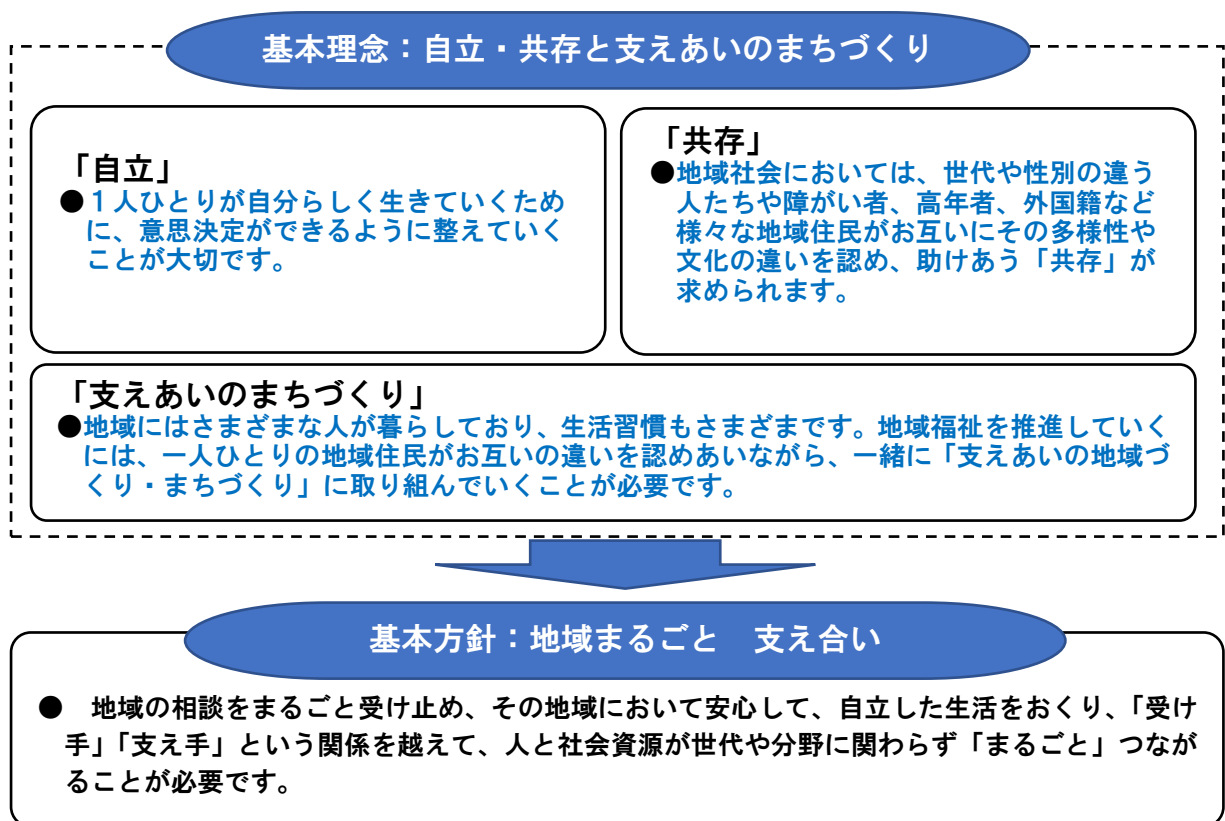
第 3 章

プランの基本的方向

1 基本的な考え方

1-1 基本理念（目指す地域像）と基本方針

本プランの基本理念は、草加市地域福祉計画（平成17年3月）の「自立・共存と支えあいのまちづくり」を継承していきます。この基本理念である「自立」「共存」「支えあいのまちづくり」の実現に向けて、取組の基本方針では、国の地域共生社会の実現を踏まえ、「地域まるごと 支え合い」として、地域の相談をまるごと受け止め、その地域において安心して、自立した生活がおくれるよう、受け手から支え手になれるよう、誰もが活躍できる横断的な取組による地域づくり、制度の狭間に対応した取組による地域づくりを目指すものです。さらに、最近の社会情勢や地域共生社会に向けた課題、草加市の状況を踏まえ、新たな4つの基本目標を掲げ、その目標ごとに、取組の方向性を示しています。その方向性に沿った取組を展開します。



1-2 地域福祉活動計画の推進に向けた基本的な考え方

第4次の活動計画においては、引き続き、市の基本理念と基本方針を踏まえ、「だれもが安心して共に暮らせる支え合いのまちづくり」を進めていきます。

活動計画の改定に当たっては、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会において策定した「社協・生活支援活動強化方針」も踏まえ、「あらゆる生活課題への対応」「地域のつながりの再構築」を念頭に、「アウトリーチの徹底」「相談支援体制の強化」「地域づくりのための活動基盤整備」に努め、本市における社協の取組の着実な実践につなげていきます。

【参 考】

社協・生活支援活動強化方針「第2次アクションプラン」・概要

「行動宣言」にもとづく「強化方針」の柱

○ あらゆる生活課題への対応

○ 地域のつながりの再構築

「地域共生社会の実現」に向けた社協実践の着実な推進⇒「包括的な支援体制」における「協働の中核」を担う地域住民から寄せられる多様な地域生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行う。
小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、社会福祉法人、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、地域の関係機関や団体との連携・協働の取り組みを広げることで、地域のつながりの再構築を図り、地域共生社会の実現に向けた実践をすすめる。

「強化方針の柱」の実現のために強化すべき行動

1. アウトリーチの徹底

- (1) 小地域を単位にしたネットワークの構築
- (2) コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の確保・育成
- (3) 新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開

ステップ① ↓ ステップ②

2. 相談・支援体制の強化
(総合相談体制の構築) (生活支援体制づくり)

- (1) 相談窓口の総合化と職員のチーム対応力の向上
- (2) 部門間横断の相談支援体制づくり

- (1) 多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施
- (2) 在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応
- (3) 住民組織、社会福祉施設・福祉サービス事業者、ボランティア・NPO等とハローワークや教育機関などとの連携による自立支援プログラム等の開発・実施
- (4) 既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応

ステップ① ↓ ステップ②

取り組みにあたっての留意事項

◇取り組みの前提として必要になること

- ① 社協役職員の共通理解（局内連携体制づくり）
- ② 職員育成の体制づくり
- ③ 活動財源の確保
- ④ 地域の社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働
- ⑤ 地域福祉活動計画の策定・改定

取り組み全体の共通事項

4. 行政との
パートナーシップ

- (1) 担当部門を越えた行政との連携強化
- (2) 行政と協働した地域福祉推進に向けた計画と評価
- (3) 権利擁護等に関する行政の取り組み強化

ステップ① ↓ ステップ②

③ 3. 地域づくりのための活動基盤整備

- (1) 小地域における住民の福祉活動の組織と活動拠点の整備（小学校区程度）
- (2) 住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充
- (3) 地域づくりに向けた人材確保・育成
- (4) 住民参加の促進と連携・協働の体制づくり

ステップ① ↓ ステップ②

資料：「社協・生活支援活動強化方針」（平成30年3月）全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会

1-3 取組の推進（各主体で期待する役割）

地域福祉を推進する各主体に期待する役割は次のとおりです。

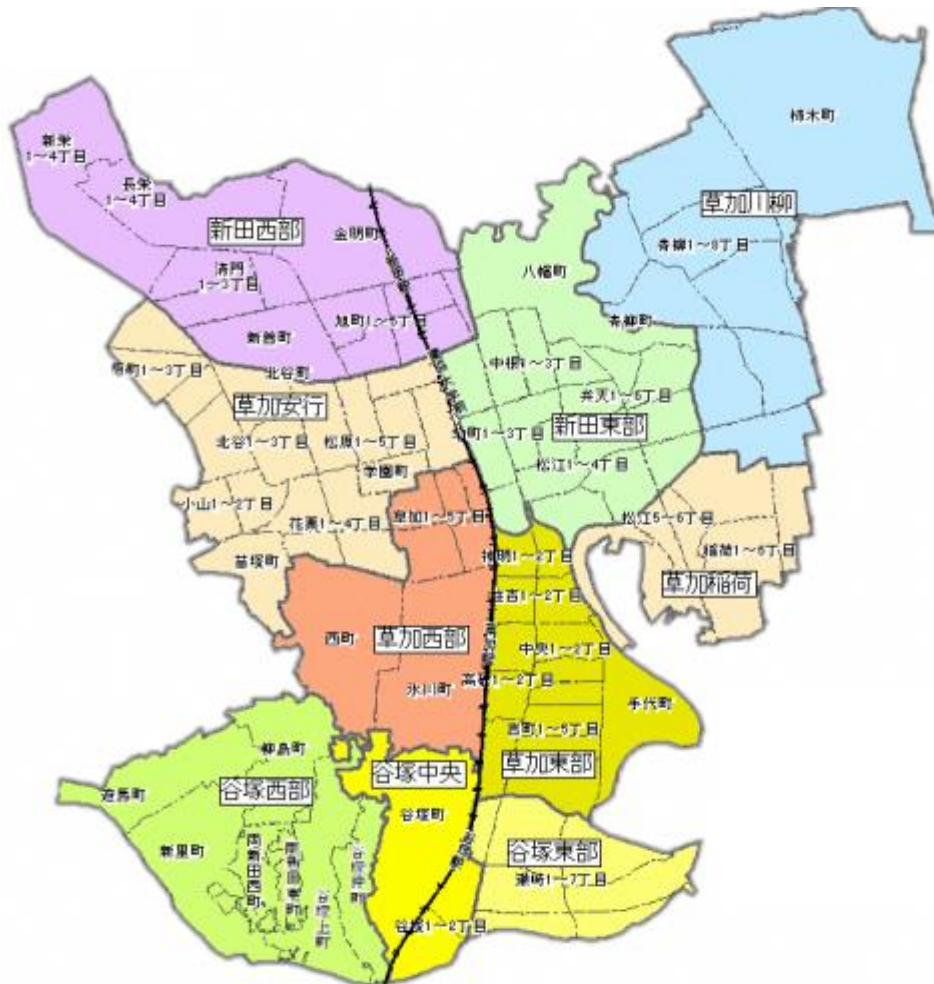
【地域（住民等）】	【地域住民】 個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合うことができる地域社会をつくり出していくこと、それは住民主体による地域づくりを高めていくことにつながります。個人の課題と向き合う中で、他人事としない地域づくりに取り組むことを通じて、共生文化を育む視点が大切です。地域の課題を我が事として捉え、地域の一員として主体的に地域福祉活動をしていくことが期待されます。 【地域団体等】 各団体の特性をいかし、様々な地域活動を行い、地域福祉を推進していくことが求められます。また、民生委員・児童委員は地域住民の身近な存在として、不安や悩みを聞いて、必要に応じて相談・支援の専門機関につなぐなど、地域住民や地域が抱える課題の解決に向けた取組が期待されます。 【関係機関】 地域における社会資源として、多様な福祉サービスを提供するとともに、地域住民や市民団体・地域団体からの相談を通じて、当事者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが期待されます。
【社協】	地域福祉の推進主体であり、地域福祉活動への住民参加の促進や、福祉ニーズを的確に把握するとともに、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。地域の課題解決に向けて、市民や市民団体・地域団体、事業者等と連携し、多種多様な取組を行うことが期待されます。 また、あらゆる生活課題に対応した体制づくりを推進し、地域づくりのための活動を支援し、地域のつながりを強化することが期待されます。 あわせて、行政と協働して、共に地域福祉を推進していくことが期待されます。
【行政】	地域住民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効果的・効率的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。 また、地域住民や市民団体・地域団体、関係機関、社協の様々な活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進めていきます。 さらに制度の狭間、サービスにつながらない課題などに対し、関係機関等と連携し、包括的な支援体制を構築していきます。

1-4 地域福祉の基盤（圏域の考え方）

本市ではこれまで日常生活圏域として、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員会協議会は12地区、地域包括支援センターは8地区の構成でしたが、社協や地域包括支援センターと調整を図り、総合振興計画のコミュニティの基礎単位である10地区に合わせ、地域福祉の基盤を整備しているところです。

令和2年度（2020年度）には、地区民生委員・児童委員協議会及び地区社会福祉協議会においては10圏域での運用を開始し、令和3年度（2021年度）には、地域包括支援センターにおいても、10圏域を基礎とした区割りでの運用開始に向けて、調整を進めています。

今後は、10圏域を地域福祉の基盤として、取組を推進していきます。



2 プランの基本目標

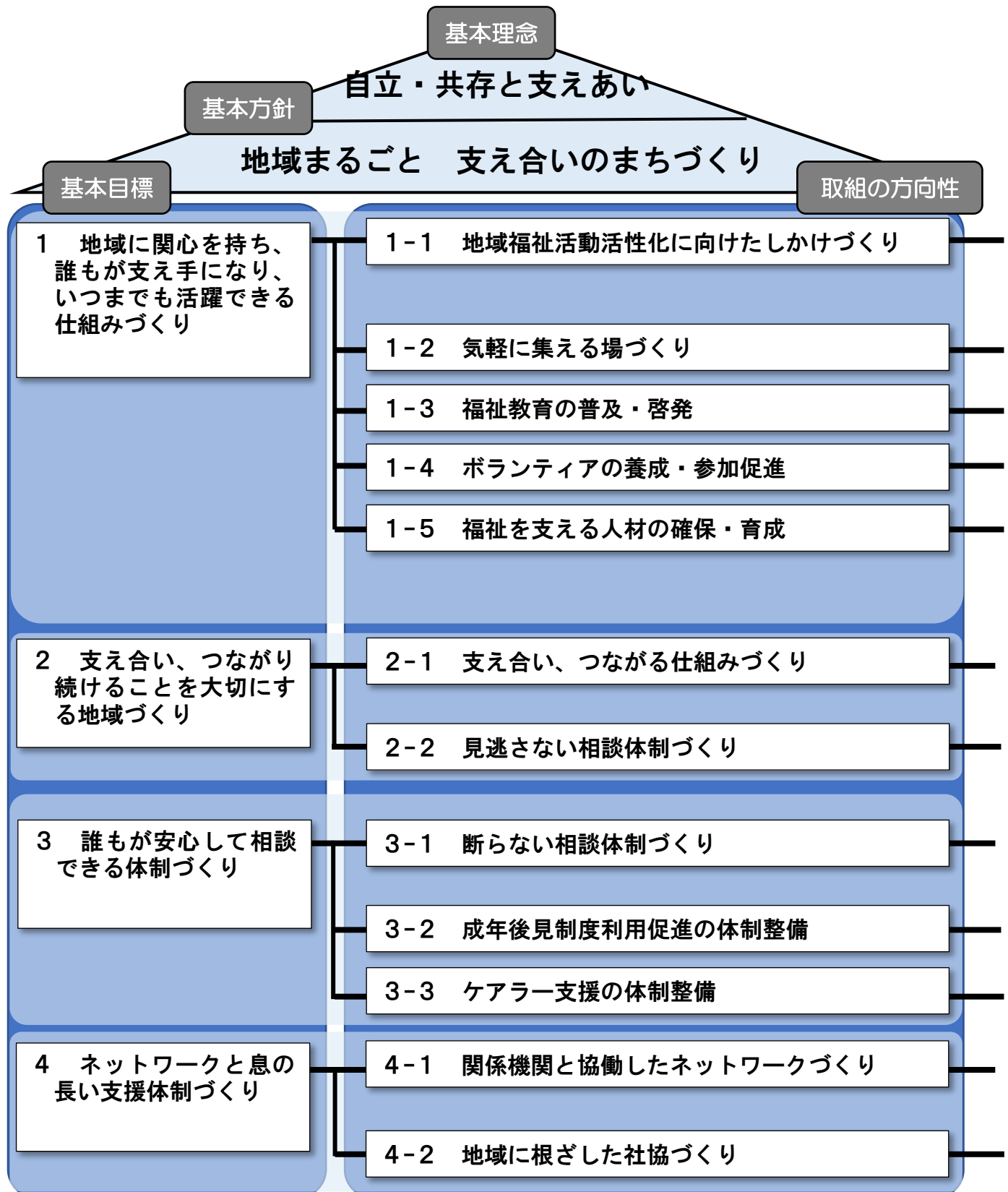
プランの基本目標は次の4つとします。

基本目標1	地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり
	支え合いのまちづくりには、自分で努力する「自助」、地域での支え合い「互助・共助」が必要となります。 地域における支え合いを構築する上で、まず、地域や地域に住む人々に関心を持ち、愛着を持つことが大切です。 地域に住む一人ひとりが地域に対する関心から愛着を持つことができるよう、自分は地域でどのようなことができるのか、どのような場面で一役が担えるのか、その意識づくりが重要です。 地域福祉活動においては、地域やそこに住む地域の人々の出来事を他人事ではなく「我が事」として捉え、参画することが必要です。 また、地域で誰もがいつまでも活躍できるように支援する土壌づくりを推進していく必要があります。
基本目標2	支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり
	地域には、年齢、性別、国籍の違いや障がいの有無など、様々な人が暮らしています。また、家族形態や人々の暮らし方も多様になることで、福祉ニーズの多様化や複雑化が進む中で、解決すべき様々な生活課題があります。地域で解決するためには、地域の人々の支え合いやつながりのある仕組みが必要です。 その仕組みを構築するに当たっては、解決する場を設けることに加え、地域で解決するためのコーディネートを行う人の確保も必要です。 地域の様々な生活課題を発見するために、地域における普段からのつながりをもつことが大切であり、支援が必要な人に手を差し伸べ、支援することができる環境づくりが必要です。
基本目標3	誰もが安心して相談できる体制づくり
	相談内容が多様化・複雑化しており、これまでの制度では対応できないようになっていることから、既存の分野別の相談窓口だけでなく、医療や法律分野を含む包括的な相談支援体制が必要になっています。 また、ひきこもりや認知症のため、SOSを発信することができない人、社会的に孤立している人を早期に発見し、安心して相談できる仕組みが必要です。

	あわせて、支援が必要な人へ手を差し伸べ、支援するためには、自立した生活に向けた就労支援や地域活動への参加を促進するなど、やがては地域の一員として、役割を持てるようなコーディネートが必要です。 行政においては、各所管が制度ごとに分かれています。支援を必要とする人に合った各制度のサービスを提供することで課題に沿った支援をしてきました。 しかし、各所管で十分に対応できない相談や世帯全体で対応する必要がある課題もあるため、行政内に調整役を配置するなどして、世帯全体を包括的に支援ができる体制を整備する必要があります。
基本目標4	ネットワークと息の長い支援体制づくり
	地域では、ボランティア、市民活動団体などが様々な活動を行っています。地域福祉活動の推進に向けては、相互の活動を連携・協働させることにより、ボランティア、団体活動を量的、質的に充実する必要があります。 また、地域での見守りなど、予防的な観点からセーフティネット機能の強化を図って、ネットワークの輪を広げていく必要があります。 支援が必要な人に対しては、児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う者、母子保健法第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる障害者相談支援を行う者、子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業を行う者など多機関による支援ネットワークをいかした弾力的な協働が必要になります。 同一世帯でも一人ひとりがそれぞれ異なる課題を抱えている場合、個別に専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われていますが、より手厚い支援に向けて、世帯全体の課題として捉え、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で、情報を共有し、それぞれの役割の明確化を図り、迅速に支援することができるネットワークを構築する必要があります。 また、地域福祉の中核を担う社協においては、地域に信頼された事業が実施できるよう、地域づくりを永続的に支援していく体制づくりが必要です。

3 施策の体系

3-1 地域福祉リンクプランとその取組の方向



取組の展開

★重点的取組

1-1 ①地区社会福祉協議会の活動支援 ②住民同士の交流の機会の充実
③社会福祉法人、民間企業等の地域参画支援 ④地域福祉活動団体支援

1-2 ①地域の居場所づくり★ ②共感と社会参加の場づくり

1-3 ①福祉体験の機会づくり ②福祉教育の推進

1-4 ①地域デビューの推進 ②ボランティアセンターの強化

1-5 ①福祉人材の確保と育成 ②多様な分野のサポーター、支援員の養成★
③民生委員・児童委員の活動環境の整備

2-1 ①支え合い、つながりづくり★ ②地域ニーズに合わせた社会資源の開発及び
提供 ③要配慮者の見守り支援

2-2 ①課題解決に向けた伴走的な支援の充実★
②身近な福祉相談窓口の設置推進

3-1 ①チーム支援による包括的支援体制整備★
②生活困窮者の自立相談支援の充実

3-2 ①中核機関の設置推進★ ②市民後見人の養成・育成 ③権利擁護の推進

3-3 ①ケアラーを支援する地域づくり ②ケアラーを支援する仕組みの構築★

4-1 ①課題解決に必要な弾力的なネットワークづくり★
②社会資源との顔の見える関係づくり

4-2 ①寄付文化の醸成 ②共同募金、寄付等の地域還元の仕組みづくり
③情報発信の強化★ ④組織の強化



第4章

取組の展開

基本目標 1 地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり

【現 状】

- 行政においては、他人事を「我が事」に変えていく環境整備として「民生委員・児童委員等の活動ガイドライン」を策定して、地域に根ざした相談役として、活動できるよう環境を整備しました。
- 再犯の防止等の推進に関する法律の制定を受け、保護司会、更生保護女性会など地域の更生支援団体活動を支援しました。
- 文教大学と協働で作製した福祉SOSゲームを活用して、地域住民に対して、地域の社会資源の役割を理解することで、地域福祉に関心を持ち、新たな担い手になるような機会を作りました。
- 社協においては、地区社協のふれあい事業の活動を支援し、また地域の身近な場所で、ふれあい・いきいきサロン等の気軽に集える場の支援をしました。
- また、地域の拠点として「さかえーる」を立ち上げ、地域福祉活動や放課後の子どもの居場所、介護保険制度の総合事業、障がい者の社会参加の場として、活用しました。
- ボランティアや多様な分野のサポーター、支援員の養成などを通して、地域福祉を支える人材の確保に努めました。

【取組の方向性】

1-1 地域福祉活動活性化に向けたしかけづくり

1-2 気軽に集える場づくり

1-3 福祉教育の普及・啓発

1-4 ボランティアの養成・参加促進

1-5 地域福祉を支える人材の確保・育成

取組の方向性 1-1

地域福祉活動活性化に向けたしかけづくり

- 地域福祉は一人ひとりの生活のしづらさを解消するものであるという認識のもとで、声かけなど日常的な交流や他者へ関心を寄せることが出発点となり、その意識の醸成となる取組が必要です。
- 町会・自治会の役員等が構成員となっている地区社会福祉協議会では、地域福祉活動を実践しています。地域福祉活動のプラットフォームとして、地域福祉活動への参加を通じて、より住民同士が交流する場となる仕組みが必要です。
- また、地域の主役はさまざまであり、地域福祉活動を実践している人の支援やネットワークの輪を広げる必要があります。
- 中でも、特に地域の企業や商店会、自治会に加入していないマンションなどに対して、地域の一員として、地域福祉活動に参画する機会を提供する必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 地域住民は地域福祉活動、イベントに参加する
	○ 民間企業や社会福祉法人は地域貢献、公益的取組を実施する
社 協	○ 地域の交流の機会を提供する
	○ 地区社協や地域福祉活動団体を支援する
行 政	○ 社会福祉法人の公益的取組の促進を行う
	○ 地域に関心を持ってもらう機会の提供と周知啓発を行う

取組の展開**① 地区社会福祉協議会の活動支援****【行政の取組の概要】**

- 地区社会福祉協議会が主催する地域福祉活動に、より多くの方が興味を持ち、参加してもらうために、社協を支援するとともに、地域づくりのプラットフォームの仕組みの構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 自主的に地域福祉活動が活発に行われるようコーディネートし、組織体制の強化に努めます。
- 地域の人口や特性をいかして、地区社会福祉協議会として取り組む目標を定め、より地域に住む人々に寄り添った特色のある地域福祉のまちづくりを推進します。
- 小地域単位で柔軟に活動できる環境の整備に努めます。

取組の展開**② 住民同士の交流の機会の充実****【行政の取組の概要】**

- 地域住民に対し、子ども、高年者、障がい児・者を始め、まちづくり分野、環境、健康、農業など幅広い分野において、イベントや講座等などの地域住民同士の交流の場の機会があることを踏まえ、その情報を社協に提供するとともに、交流の機会の充実に努めます。

【社協の取組の概要】

- 住民同士が交流できる場として、懇談会等を開催して、その交流を通して、地域の強みの共有や課題について、話し合い、理解を深める機会を提供します。
- サロンの開催を通して、多くの地域の人が参加し、交流しやすい環境づくりに努めます。

取組の展開

③ 社会福祉法人、民間企業等の地域参画支援

【行政の取組の概要】

- 社会福祉法人や民間企業等において、地域との密着を図りながら、公益的取組や地域貢献活動を地域の実情に応じて実施できるよう、環境を整備します。

【社協の取組の概要】

- 社会福祉法人や民間企業等の特性をいかした貢献活動への働きかけや情報発信を進め、地域社会への貢献促進につながるコーディネートを行います。
- 社会福祉法人や民間企業等の地域福祉活動における貢献度を見える化して、より地域とのつながりを強め、社会福祉法人や民間企業等が地域住民と信頼し合える環境づくりに努めます。

取組の展開

④ 地域福祉活動団体支援

【行政の取組の概要】

- 再犯の防止等の推進に関する法律の制定を受け、罪を犯した人の更生に向けた取組の一環として、保護司会、更生保護女性会など地域の更生支援団体が地域で継続的に活動できるよう支援を行います。
- 新たに地域福祉活動を始める団体等の支援に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域福祉活動団体同士のネットワークづくりを推進するとともに、活動しやすい環境づくりを支援します。
- 地域においては、社会参加、生きがいづくり、生涯学習を通じた地域活動も展開しているため、地域福祉活動団体においても、情報共有を図るとともに、連携を深めていきます。

取組の方向性 1-2

気軽に集える場づくり

- 子どもから高年者までの地域の人々が気軽に集える場の設置を推進しており、引き続き、より多くの人が集える場がより身近にある必要があります。
- さらに小地域において、地域に関心がなかった人が気軽に立ち寄れる場づくりを推進する必要があります。
- また、同じ境遇にある方の当事者同士が共感できる場の提供や社会参加できる環境づくりを行う必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 地域の交流の場に積極的に参加する ○ 知り合いや仲間とともに参加する
社 協	○ 地域の社会資源を活用した住民が気軽に立ち寄れる交流と情報交換の場を提供する ○ 当事者同士の共感の場や社会参加できる場を提供する
行 政	○ 地域の社会資源を活用できるような仕組みを検討する ○ 社会への参加を支援できる仕組みを検討する

取組の展開

① 地域の居場所づくり **★重点**

【行政の取組の概要】

- 誰もがいつでも気軽に集える活動の拠点となる環境の整備を行うとともに、地域の情報を発信できる環境づくりを社協とともに推進します。
- 地域においてコミュニケーションを取る機会を設け、地域福祉活動に向けた思いを互いに共有し、居場所づくりに積極的に参加できるよう推進します。

【社協の取組の概要】

- 地域の中のできるだけ身近な場で、誰もが参加できるよう、地域で支援する資源を活用した居場所づくりを行います。
- 居場所では、一旦は受け手だった人が、支え手になり活躍できる場としての機能を持つ場となるよう環境づくりを行います。
- 交流を通して、気軽に相談ができる場としての機能も備えられるよう努めます。

取組の展開

② 共感と社会参加の場づくり

【行政の取組の概要】

- ひきこもりなど制度の狭間の問題や行政でも支援できる窓口がない場合などに対して、行政の関係部局と連携して地域に参画できる環境整備を社協とともに取り組みます。

【社協の取組の概要】

- 地域への参加、社会参加の機会を地域の社会資源を活用しながら、提供できるよう努めます。
- 関係機関と連携しながら、障がい、疾病、ひきこもり、不登校、DV等被害者など課題を抱える当事者が、地域の中で、その人らしく暮らしていけるように、当事者同士が共感の場の環境づくりを推進します。
- 誰もが活躍できる、生きがいの場としての機能に加え、支え手として地域で役割を持った生活ができるよう努めます。

取組の方向性 1－3

福祉教育の普及・啓発

- 地域福祉を推進するためには、地域福祉の重要性や助け合い、支え合いの大切さをより多くの人々に伝え、啓発が必要となります。
- また、子どもの時期から、福祉教育の機会の充実を図るとともに、学習から地域福祉活動の実践へつなげるプロセスを確立することが重要となります。
- 更に、介護や保育など福祉に関わる仕事の体験など、子どもたちが具体的な将来像を描けるような機会を通じて、より多くの子どもたちが福祉に目を向けるきっかけとなり、さらには福祉人材の確保にもつながることが大切です。
- 子どもだけではなく、成人、退職者、高年者など、年齢を問わず、いつでも福祉教育を受ける機会を提供する必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 福祉教育の学習の場に参加する
	○ 学習から地域福祉活動を実践する
社 協	○ 福祉体験学習の機会を提供する
	○ 福祉まつり等のイベントや福祉体験等を通して、福祉教育の普及啓発を行う
行 政	○ 地域の助け合い、つながりの重要性など機運の醸成の機会を創出する
	○ 世代ごとに、福祉教育の学ぶ場が提供できるよう推進する

取組の展開

① 福祉にふれる機会づくり

【行政の取組の概要】

- 学校教育の中で、福祉にふれる機会について確保できるよう、教育委員会と調整しながら、機会の創出に努めます。

【社協の取組の概要】

- 車いす体験、高年者の疑似体験、アイマスク体験だけではなく、福祉の専門職の体験などの機会が提供できるようメニューの充実を図ります。
- 福祉まつりなどのイベントを通して、広く、福祉にふれる機会を提供し、普及・啓発に努めます。

取組の展開

② 福祉教育の推進

【行政の取組の概要】

- 地域共生社会の理念の浸透を図るため、子どもから高年者の全世代において、学ぶ機会を提供できるよう社協と協力して推進していきます。

【社協の取組の概要】

- 出前講座などを実施し、より身近な地域において福祉を学ぶ機会づくりを行います。
- 世代を問わず、興味をもって参加できるよう、年齢別やテーマ別の福祉教育のメニューの充実を図ります。

取組の方向性 1-4

ボランティアの養成・参加促進

- 地域福祉を推進する主役は、その地域の住民です。しかし、現在の地域福祉活動の担い手の多くは高齢化しているため、新たな担い手を確保し、その活動を継続する支援が必要です。
- 核家族化の進行により、家族の在り方や役割が変化しています。そのため、ライフスタイルも多様化しており、求められるボランティア活動とのマッチングが必要となります。
- 定年退職を迎えるシニア世代は、「人生100年時代」を見据え、地域福祉活動の担い手としても活躍が期待されています。今までは仕事で地域との関りが少なかった、また、退職後、活動に意欲を持った新たな人材を発掘し、育成していくことが必要です。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ より地域の情報に耳を傾ける ○ 自分から地域に活躍の場を求めるように努める
社 協	○ 地域福祉活動やボランティア活動をするきっかけづくりを支援し、育成する ○ 活動の場を広げる環境づくりを行う
行 政	○ より地域に関わりが持てるような情報提供の方法を研究する ○ 市民活動団体やNPO団体などの情報を集約する

取組の展開

① 地域デビューの推進

【行政の取組の概要】

- 定年退職を控えた世代等に対して、地域における新たな担い手になれるよう、地域への関わり方、活動への参加促進に向けた周知活動を行うため、各関連事業等との連携に努めます。

【社協の取組の概要】

- これまで地域に関心が少なかった人が参加し、活動できるように、地域デビューや活動デビューの場やそのメニューの充実を図ります。
- 地域に関わるきっかけづくりをコーディネートし、より円滑に地域に溶け込める環境を整備します。

取組の展開

② ボランティアセンターの強化

【行政の取組の概要】

- 地域住民の自発的なボランティア活動を支援するボランティアセンターが地域福祉の人材バンクとなるよう、社協と連携して強化を図ります。
- 市民活動センターで把握する活動や趣味や生涯学習などを通じた自主的な活動が地域福祉活動と連動した取組となれるよう、関係部署との連携を強化します。

【社協の取組の概要】

- 地域で必要とされる支援と活動するボランティアをコーディネートし、ボランティアが地域のニーズに合った活動が継続的にできる環境を整備します。
- ボランティア草加連絡協議会への支援を継続しながら、地域活動の中でのボランティアリーダーの養成や新たなボランティア発掘の仕組みの構築に努めます。
- 災害時には、災害ボランティアセンターを設置することを踏まえ、日頃から受援の仕組みやその流れを構築し、普段から必要な関係機関との連携に努めます。

取組の方向性 1－5

福祉を支える人材の確保・育成

- 地域の生活課題は多様化、複雑化し、更にその課題が地域に埋もれてしまうケースも少なくありません。そうした課題を発見するにはアウトリーチの手法が必要となり、課題を解決するためにはその人にあったオーダーメイドによる地域での支援が必要とされます。
- その支援に当たっては、既存の制度だけでは十分ではないため、地域での支え合いと担い手となる人材の確保が求められます。
- また、地域のニーズに合わせて、多種多様なサービスが提供できる支え手の組織化を目指し、研修等を通して、継続的に人材の育成に努める必要があります。
- あわせて、介護や保育など福祉専門職についても、担い手不足は深刻であり、人材の確保に向けた支援策を検討する必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 地域の支援者となるための研修に参加する
	○ 様々な分野における支援者について学ぶ
社 協	○ 地域におけるサポーター、支援員を養成する
	○ サポーター、支援員が活躍できる場を提供する
行 政	○ 次代を担う福祉職の学生の研修の場を提供する
	○ 民生委員・児童委員の担い手の確保に努める

取組の展開

① 福祉人材の確保と育成

【行政の取組の概要】

- 福祉事務所として、社会福祉士試験受験資格の取得を目的とする教育機関の学生を受け入れ、引き続き実習する体制の維持に努めます。
- 地域福祉講座の実施や普及啓発を通して、地域課題や地域福祉に関心を持ってもらい、支える側の人材になれるような素地を作ります。
- 福祉SOSゲームを活用して、社会資源を習得してもらうとともに、福祉業務を理解してもらう機会を提供します。
- 介護人材など、福祉専門職の不足している状況は、市でも例外ではなく、高齢、障がい、子どもの分野など専門的な人材確保に向けて、県の事業の活用について周知します。

【社協の取組の概要】

- 福祉関連の資格取得を目的とする教育機関の学生を受け入れ、実習の場だけではなく、現場におけるニーズの理解を深め、福祉分野の業務への関心を高めるよう推進します。
- 介護、障がい、子どもの分野の事業所や法人における専門職の確保は共通した課題であることから、地域においてネットワークを構築して、福祉人材の確保に向けた検討の場を設けます。

取組の展開

② 多様な分野のサポーター、支援員の養成

★重点

【行政の取組の概要】

- 地域において主体となる人材の発掘から、資格を必要とする支援員等の確保など、地域のニーズに応じた多種多様な分野における人材の養成に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域の福祉課題を把握するとともに、分野を問わず、地域におけるサポーター育成のプログラムを整理、検討し、地域で活躍できる支援の充実を図ります。
- 養成にあたり、地域の高齢者施設、障害者施設などの現場体験が実施できるよう、地域の社会資源との連携の仕組みを構築します。

取組の展開

③ 民生委員・児童委員の活動環境の整備

【行政の取組の概要】

- 地域に根ざした相談役として、適切に関係機関につなぐことができるよう福祉SOSゲームを活用して、地域の社会資源の理解を促進するとともに、地域において円滑に活動できるガイドラインを引き続き整備します。
- 担い手を発掘するため、関係団体と調整の上、推薦の在り方について検討し、地域住民に対しても、民生委員・児童委員活動への理解と協力が得られるよう周知徹底を図ります。

【社協の取組の概要】

- 民生委員・児童委員としての資質の向上を目的に、相談力の強化を中心とした研修プログラムを継続的に実施します。
- 地域の困りごとを各分野の関係機関へ円滑につなげられるコーディネート力も強化します。
- 民生委員・児童委員の補助員的な担い手として、地区社協の福祉協力員に対する位置付けや役割を見直します。

基本目標2 支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり

【現 状】

- 行政においては、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「丸ごと」受け取れる環境整備として、地域の生活課題を受け止め、整理し、適切な行政機関につなぐコミュニティソーシャルワーカーを配置しました。
- 要支援者を見守る支援として、災害時において、自力で避難することができない避難行動要支援者として登録した人に対して支援プランを送付し、併せて、平常時に民生委員が見守り活動を実施しました。
- 社協においては、生活支援コーディネーターを中心に、地域ごとに懇談会を開催して、地域の課題を共有する場を提供しました。
- まちに出て、地域とつながることができるように、「まちすきマップ」を作成し、地域の社会資源が見える化するとともに、町会・自治会などの地縁組織やボランティア団体、すこやかクラブなど地域の関係団体とともに、支え合いの地域づくりについて検討してきました。

【取組の方向性】

2-1 支え合い、つながる仕組みづくり

2-2 見逃さない相談体制づくり

取組の方向性2－1

支え合い、つながる仕組みづくり

- 地域におけるつながりが希薄化しており、住民が抱える困り事は潜在化し、重症化する場合があります。そのため、地域の中で、生活に課題を抱える人の早期発見が必要となります。
- 地域の困り事を「私には関係ないこと」と思わず、誰にでも起こるものとして、「我が事」として認識し、身近なところから、声を掛け合うことが必要です。
- 地域の困り事は、地域の実情は様々であるため、地域の力で解決できるよう、支え合いやつながりが必要です。

【期待される役割】

主 体	期待される役割
地 域 (住民等)	○ 地域における自分にあった生活支援サービスを知る ○ 普段から地域とのつながりを意識する（挨拶や声を掛け合う） ○ 要配慮者として、自分を知ってもらい、災害に備え、自分でできることを把握する
社 協	○ 多様な主体が生活支援サービス等を提供できるよう支援する ○ 地域のニーズの把握やサービスのスムーズな提供に向けた支援をする ○ 要配慮者の把握に努め、顔が見える関係づくりを行う
行 政	○ 全世代における生活支援サービスの体制整備について検討を進める ○ 要配慮者の情報の共有、活用を図る

取組の展開

① 支え合い、つながりづくり **★重点**

【行政の取組の概要】

- 介護保険制度における生活支援コーディネーターを配置し、全世代において必要な生活支援が提供できるよう、障がいや子どもの関係部署や関係機関と連携した体制づくりに努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域において全世代を対象とした生活の課題を共有し、地域の中で支援できるよう、地域で支え合う仕組みづくりを行います。
- 地域福祉活動を実践している団体、個人、NPO法人、ボランティア等の多様な主体が生活支援サービスを提供できるような仕組みを構築し、地域でつながる環境を整備します。

取組の展開

② 地域ニーズに合わせた社会資源の開発及び提供

【行政の取組の概要】

- 身近な地域において、福祉サービスを円滑に提供できるよう推進し、制度では対応することが困難なニーズに対しは、地域への社会参加や生きがいを持てる支援の充実を図ります。

【社協の取組の概要】

- 個別支援から不足する社会資源を探り、求められる新たな社会資源の開発に努めます。
- 社会への参加を支援するまたは、生きがいづくりを支援する個人、団体等を把握するとともに、地域ニーズに合った支援が提供できるよう、既存の活動等とのマッチングにも努めます。

取組の展開

③ 要配慮者の見守り支援

【行政の取組の概要】

- 地域の中で、日頃から、孤独死の防止、虐待の防止、防犯の観点を踏まえ、関係部署と連携して、要配慮者の見守り体制を強化します。
- 災害時の要配慮者対策として、避難行動要支援者名簿を整備します。あわせて、災害がおこらない時においても、名簿を活用して地域で見守れるよう関係機関・団体と協力できる体制の構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域の相談役である民生委員・児童委員が行う見守り活動を強化しつつ、地区社会福祉協議会など多様な主体が見守れる体制づくりに努めます。
- 日頃から要配慮者の見守りができるよう、既存の団体等の支援を継続的に行い、関係機関・団体と顔が見えるネットワークを構築します。

取組の方向性 2-2 見逃さない相談体制づくり

- 地域には、様々な生活課題があります。地域で解決するためには、誰もが気軽に相談できる環境が必要になってきます。
- また、相談できる窓口の整備に向けて、地域の中で相談を受け止め、課題解決に向けた伴走的な支援の体制づくりが求められています。
- 地域で困っている人を放っておかない、見逃さない相談支援体制の整備が必要です。
- あわせて、相談窓口の存在が地域住民に認識されるよう、様々な媒体を通して、情報発信することが必要です。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 困りごとがあれば自らSOSを発信する ○ 自らSOSを発信できない人に気づいたら、コミュニティソーシャルワーカーなど専門機関につなぐ
社 協	○ 地域の困りごとを受け止め、課題解決に向けて伴走的な支援を行う ○ 課題解決に向けて、地域で解決できるよう支え合いの仕組みづくりや社会資源の開発を行う
行 政	○ コミュニティソーシャルワーカーを配置して地域の相談支援体制を構築する ○ 身近な相談窓口の設置検討を行う

取組の展開

① 課題解決に向けた伴走的な支援の充実 **★重点**

【行政の取組の概要】

- 地域の生活課題をまるごと受け止め、適切な関係機関や専門機関等につなぎ、伴走的な支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置します。
- コミュニティソーシャルワーカーを配置するに当たり、既存の相談支援機関と連携ができるよう配慮し、課題解決に向けた支援の充実を図ります。

【社協の取組の概要】

- コミュニティソーシャルワーカーは、地域の困り事を受け止め、地域の人たちと解決に向けて、地域の支え合いの輪を広げながら、継続的につながり続けるための相談支援に努めます。
- 様々な社会資源を活用し、必要に応じて、新しい社会資源を開発するなどして、個別支援から具体的な課題解決を目指した伴走的な支援に努めます。

取組の展開

② 身近な福祉相談窓口の設置推進

【行政の取組の概要】

- コミュニティブロック単位に相談ができるように、地域の社会資源や社会福祉法人との協力を得ながら、地域住民の身近なところで、相談できる窓口の設置に向けた整備に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域の困り事にアウトリーチする仕組みの検討を行うとともに、気軽に立ち寄れる相談窓口を地域に設置できるように努めます。
- コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域の相談役である民生委員・児童委員を始め、市内の関係機関と連携して、地域の困り事へのアンテナを張るとともに、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の協力を得て、身近な地域で相談ができる体制を整えます。

基本目標3 誰もが安心して相談できる体制づくり

【現 状】

- 行政においては、包括的相談支援体制の構築として、各所管に属さない相談、いわゆる「制度の狭間」の課題を解決するため、庁内の各所管や必要とされる関係機関と連携して包括的に支援を行ってきました。
- また、包括的支援の一つである世帯支援の一環として、支援する側（ケアラー）についても、文教大学と協働して、主な関係する機関へのフィールドワークを通して、実情をまとめたり、シンポジウムを開催するなど広く市民に周知啓発を行いました。
- 社協においては、まるごとサポートSOKAを受託し、自立相談支援機関として、経済的に困窮している世帯を始め、生活に困難を抱えている相談を受け付け、重症化を防ぐ第2のセーフティネットの機能を果たしました。
- 成年後見制度利用促進として、そうか成年後見サポートセンターでは、地域の中核となり、権利擁護を推進してきました。
- また、市民後見人のスキルアップとして研修を実施するほか、法人後見支援員やあんしんサポートねっとの生活支援員として実践の機会を設け、継続的な育成に努めました。

【取組の方向性】

3-1 断らない相談体制づくり

3-2 成年後見制度利用促進の体制整備

3-3 ケアラー支援の体制整備

取組の方向性 3-1

断らない相談体制づくり

- 地域住民の抱える課題は、複合的な場合もあるため、解決に向けては、福祉分野だけでなく、医療や保健、衛生、教育、住宅といった分野を越えた横断的な相談支援体制が重要です。
- しかしながら、現在の相談窓口は、制度ごとに分かれており、個別の課題を中心に解決される体制となっています。
- その課題に対しては、個別の課題としてだけではなく世帯全体の課題として包括的に捉える必要があり、関係機関と連携して解決する断らない相談支援体制の構築が必要です。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ あまり自分で抱え込まず、気軽に相談する ○ 周りで、困っている人がいたら、まるごとサポートSOKAやコミュニティソーシャルワーカー、専門機関につなぐ
社 協	○ 経済的困窮を含むあらゆる生活課題への相談支援を行う ○ 参加支援の充実を図るため、関係機関との連携や地域との関わりの中で支援メニューを充実させる
行 政	○ 課題を早期に発見し、個別支援を、地域の関係機関・団体と連携したチームで対応できる体制を構築する ○ まるごとサポートSOKAにおいて、経済的困窮を含む、断らない相談支援を行う

取組の展開

① チーム支援による包括的支援体制整備

★重点

【行政の取組の概要】

- 複合的な課題や制度の狭間の課題に対しては、必要な関係機関が集まり、情報の共有を図り、それぞれ役割分担を行いながら、チームで解決する体制を整備します。
- そのチームでは、全体の支援の方向性を決定し、調整する役割を配置し、ソーシャルワーク機能を有した体制となるよう整備します。

【社協の取組の概要】

- 関係機関が抱える支援が困難な問題などに対しては、地域の支え合いや地域の協力を得る中で、必要な制度への円滑なつながりができるよう、行政の関係部署と課題を共有しながら、支援の幅を広げます。

取組の展開

② 生活困窮者の自立相談支援の充実

【行政の取組の概要】

- 行政が実施主体となって、生活困窮者の自立相談支援窓口を引き続き設置します。
- その窓口では、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある個人、世帯の相談を受け、その相談内容に応じた支援プランを策定して、地域において自立した生活が送れるように支援します。
- プランに応じた支援が行えているか、関係機関と定期的にプランの評価や見直しを実施して支援の充実を図ります。
- 高年者、障がい児・者、子ども、難病、外国人等のすべての対象者について、生活をする上で課題を抱えている世帯を支援できるような体制整備について検討します。
- 相談内容についても、経済的な問題だけにとどまらず、消費者トラブル、居住くらしの問題など各関係部署に関わる問題から、ひきこもりやいわゆるごみ屋敷などの制度の狭間の問題まで、相談を受け止め、必要な関係部署や関係機関につないだり、連携した支援が図れるよう体制の整備に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域のなんでも相談を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー等と連携して、地域の中で安心して暮らすことはもとより、地域へ参加できる環境づくりにも努めます。
- 社会参加支援の一環として、企業に対し中間的就労の実施への働きかけを行います。また、雇用問題に関しては、ハローワークや障がい者の就労支援センターにおける就労支援を進めるとともに、相談者が段階的に社会参加できるように、障がいや高年者の関係機関やシルバー人材センターと連携した切れ目のない支援を行います。
- 経済的に困窮している場合には、生活つなぎ資金などの貸付やフードドライブなどを活用し、迅速に対応した支援を行います。

取組の方向性3-2

成年後見制度利用促進の体制整備
【草加市成年後見制度利用促進計画】

- 平成28年（2016年）には成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、市町村が取り組むことが国の計画に位置付けられました。
- その法律や計画の内容を踏まえ、市町村は財産管理のみならず、意思決定支援・身上監護も重視した適切な後見人の選任など、利用者がメリットを実感できる運用の改善が求められています。
- また、権利擁護支援に関わる機関との地域連携ネットワークを整備することやその中核となる機関の設置が求められています。
- あわせて、成年後見制度利用に係る不正防止の徹底と制度の利用しやすさの調和を図る必要があります。
- 2025年には、認知症の人は65歳以上の高齢者の約5人に1人と見込まれており、後見利用者の急増に対応した後見人等の確保のため、市民後見人の養成とその活用が期待されており、現状の取組と体制の強化が求められています。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 日常生活の中で、判断が困難と感じたら相談する ○ 地域でサポートする側（支援員）になる
社 協	○ 成年後見サポートセンターにおいて権利擁護の支援を行い、福祉サービス利用や日常の手続き支援、小口の財産管理を支援する ○ 市民後見人の養成と育成の場を提供する
行 政	○ 成年後見制度利用促進の中核機関を設置する ○ 関係機関との地域連携ネットワークの構築や市民後見人の養成などを計画的に実施する

取組の展開

① 中核機関の設置推進 **★重点**

【行政の取組の概要】

- 中核機関の設置に向け、既存の成年後見サポートセンターの業務を整理しながら、権利擁護支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用や利用後の評価、バックアップに向けた検討や専門的な判断ができる機能を整備していきます。
- 設置に当たっては、家庭裁判所をはじめ、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など必要な関係機関と連携しながら、地域連携のネットワークを構築します。

【社協の取組の概要】

- そうか成年後見サポートセンターでは、権利擁護支援を引き続き実施し、今後は成年後見制度の利用を促進する中核機関としての機能を整えるよう業務の整理を行います。
- 後見人を支援するため、協議体を設置するとともに、福祉サービス事業者、ケアマネジャー、相談支援専門員等の被後見人を支援するチームを形成し、本人等の意向と尊厳を重視した適切な支援を行います。

取組の展開

② 市民後見人の養成・育成

【行政の取組の概要】

- 市民後見人の養成を定期的・継続的に実施し、市民後見人候補者推薦名簿を備え、担い手の発掘や育成の仕組みの構築に努めます。
- 市民後見人候補者が活躍できる場の確保に向けて関係機関と調整しながら、継続的に支援できる環境を整備します。

【社協の取組の概要】

- 市民後見人の養成研修プログラムや継続的な育成プログラムを策定します。
- 市民後見人として単独受任へのステップとして、法人後見や日常生活自立支援事業等を担う支援員としての登用等、着実な活動の場の確保とバックアップ体制を整備します。

取組の展開

③ 権利擁護の推進

【行政の取組の概要】

- 成年後見制度の利用者に対する経済的支援として、判断能力が十分とは言えない高齢者や障がい者が積極的に制度を利用できるよう、審判請求の申立て費用や後見人等への報酬費用の助成を実施します。
- 成年後見制度の利用が促進されるよう、利用者の助成制度の在り方についても、引き続き検討します。

【社協の取組の概要】

- パンフレットの配布や講演会などを通じて、地域住民が成年後見制度を理解し、利用が促進されるよう普及啓発を行います。
- 適切な制度の利用が進むように、保健・医療・介護・福祉サービスの関係者との連携により、利用者がメリットを実感できるような支援を行います。
- 生活上の大きな支障が発生してから成年後見制度の利用を検討する事例が多いため、地域住民への周知と早期発見に努め、適切に制度の利用につながる体制づくりを目指します。
- 複雑で困難な課題を抱えるなどにより、後見人の受け手がいない地域住民に対し、社協自らが後見人となる法人後見事業を引き続き実施します。

取組の方向性 3-3

ケアラー支援の体制整備

- ケアラーとは、世帯の中で心や体に不調のある人への介護、看護、療育、世話、感情を支えるなど、ケアの必要な人を支える家族や近親者などで日常生活をサポートする人たちを言い、専門的、職業的にケアする従事者ではありません。
- 高齢化に伴い、対象となる要介護、要支援認定者数も増加するとともに、核家族化や単身世帯の増加により、介護者（ケアラー）の心身の健康あるいは学業や仕事などの社会生活、睡眠、食事、休息などの家庭生活への影響を与えることが想定されます。
- そのことにより、介護者による虐待、介護疲れによる心身への影響により、地域から孤立したり、介護離職の問題など、ケアラーへの支援の充実を図る必要があります。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 一人で抱え込まないで、相談する ○ 知人や友人がケアのことで困っていたら手を差し伸べ、相談支援機関やコミュニティソーシャルワーカーへつなぐ ○ 民間企業等は介護離職にならないような環境づくりや働き方への支援を行う
社 協	○ ケアラー支援として、共感の場を提供する ○ 世帯支援として、ケアラーに寄り添った相談支援を行う
行 政	○ 住民に対してケアラーについての普及・啓発を行う ○ 相談支援機関等に対して、早期に発見し、連携する仕組みを構築する

取組の展開

① ケアラーを支援する地域づくり

【行政の取組の概要】

- 相談支援機関や事業者へケアラーの存在の認識とケアラーに係る理解を深める周知啓発を行います。
- 支援する側には、ケアラーであることの認識をもってもらい、地域住民に対しては、ケアラーへの認知度を高めるための講座等を開催します。

【社協の取組の概要】

- 地域でケアラーを支援する団体等の把握を行うとともに、ケアラーと支え手をつなぐことができるような地域づくりを進めていきます。
- ケアラーが抱える悩みや課題の把握、当事者が集える場づくり等を推進します。

取組の展開

② ケアラーを支援する仕組みの構築

★重点

- 高齢の分野においては、地域包括支援センターを始めとした関係機関が介護者支援のネットワークを構築していることを踏まえ、関係部署と連携しながら現状の把握に努めます。
- ケアラーの相談支援については、世帯支援の視点に基づく包括的支援体制の一つとして整備します。
- 顕在化しにくいヤングケアラー、ダブルケアラーなど新たな課題を抱えている世帯や福祉サービスを受けずに、家族でケアしている世帯についても早期に発見する仕組みの構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の相談支援機関との連携のもと、ケアラーに重点を置いた世帯支援を推進し、ケアラーへの相談支援の充実を図ります。

基本目標4 ネットワークと息の長い支援体制づくり

【現 状】

- 行政においては、複合的課題や制度の狭間の課題に対して、個別支援を通して、多数の専門機関と協働して解決に取り組む支援ネットワークを構築してきました。
- また、それぞれの関係機関で関わった情報の共有を図り、解決に必要な支援方法を検討する会議を行い、協働して課題を解決することができました。
- 社協においては、個別支援の中で、日頃から専門機関や地域の関係団体と顔が見える関係づくりとネットワークを構築してきました。
- また、地域づくりの一環として、地域の関係機関や関係団体、市民活動の実践者、民間企業等とのネットワークの拡大に努めました。
- 社協だよりやパンフレットの発行などを通して、地域住民に社協事業を周知し、職員研修は、専門分野の研修の受講を推進し、全体ではコミュニティソーシャルワークについての講演会等を実施して、職員のスキルアップを図りました。

【取組の方向性】

4-1 関係機関と協働したネットワークづくり

4-2 地域に根ざした社協づくり

取組の方向性4－1

関係機関と協働したネットワークづくり

- 複合的な課題や制度の狭間の課題を解決するためには、支援の必要性に応じて、各制度を横断した関係機関と協働したネットワークを構築する必要があります。
- 現在では、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われていることが多い状況から、今後は世帯全体の課題として捉え、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有し、包括的な支援方針を明確化する場を設定することが必要です。
- 各関係機関においては、日常的な業務を行う中で把握した「気になる世帯」に関する情報の共有を図ることにより、関係機関の間で共通した問題意識やそれぞれの役割分担について共通の理解を得られる仕組みやネットワークの場が必要です。
- また、普段から地域の関係機関同士が顔の見える関係づくりが必要です。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 困り事があれば、自らSOSを発信する ○ 地域の困り事は、地域で解決できるように、地域の支援の輪に加わる
社 協	○ 複合課題、制度の狭間にある人を把握するネットワークを構築する ○ 地域におけるセーフティネットの機能を充実させる
行 政	○ 包括的支援のための相談支援の多機関の協働のネットワークを構築する ○ 複合課題、制度の狭間にある人を支援する会議体を設置する

取組の展開

① 課題解決に必要な弾力的なネットワークづくり **★重点**

【行政の取組の概要】

- 複合的な課題や制度の狭間の課題など、既存の会議体では対応できない課題に対して、必要に応じて、関係機関が包括的に世帯の状況を把握し、共通の認識の下で、支援方針が立てられるネットワークの基盤となる会議体の設置に向けた推進を図ります。
- 課題の解決に向けては、行政内部の関係部署との総合調整の役割を果たす庁内ソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）の配置に向けた検討を関係部署と協力して行います。

【社協の取組の概要】

- 課題が複合的で、主担当となる者や機関を明確に定めることが難しいものについては、積極的に相談を受け止め、課題解決に向けた地域の社会資源と協働した支援が行えるようなネットワークを構築します。

取組の展開

② 社会資源との顔の見える関係づくり

【行政の取組の概要】

- 重症化防止の観点から、必要な情報を提供し、共有できる場を設定して、支援が必要となった場合においても、関係する部署や機関、団体等が即座に対応できるよう、協働の仕組みを構築します。

【社協の取組の概要】

- 地域活動団体、NPO法人、ボランティア団体など地域の関係団体を始め、相談支援機関や事業所などの社会資源同士の連携を支援します。
- 地域福祉の中核として、福祉に関係する分野だけではなく、医療、教育、経済、産業、文化など多様な分野の社会資源と連携できる顔の見えるネットワークづくりを推進します。

取組の方向性4－2

地域に根ざした社協づくり

- 社協は地域住民にとって身近な存在であることは、地域に根ざした住民主体の福祉活動、ボランティア活動などをバックアップしてきた実績に裏付けられています。
- 今後も地域福祉の機運の醸成を図り、改めて地域のつながり、支え合いの地域づくりを進める重要な役割を担っていく必要があります。
- また、地域福祉活動の原資となる共同募金など寄附文化を醸成する上で、その資金の活用が目に見え、寄附者にとって実感の持てる取組を推進する必要があります。
- そうした社協の取組が地域住民や団体等に対し、周知できるといった「見える化」ができるように、情報の発信についても強化する必要があります。
- また、地域住民の気持ちに寄り添い、思いを形にするコーディネート力、地域の生活課題を受け止め、解決に向けた相談対応力を持つ職員の育成とスキルの向上が求められます。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 社協事業に賛同し、参加する ○ 社協事業に関わり、支え手として活躍する
社 協	○ 社協だよりをはじめとした、多様な媒体を活用して、社協の周知活動を行う ○ ファンドや寄附等により資金を確保し、より地域に根ざした事業や活動支援を行う ○ 相談支援の向上や地域づくりをより深化する職員力の充実を図る
行 政	○ 社協が地域福祉の中核として役割が果たせるよう、地域福祉のパートナーとして、職員のスキルの向上の支援と連携を強化する ○ ファンドや寄附等をより活用でき、地域へ還元できる仕組みの構築に努める

取組の展開

① 寄附文化の醸成

【行政の取組の概要】

- 市の自治の振興と公共の福祉の増進に貢献した方を市政功労者として表彰し、地域への貢献を通し、地域への愛着、地域住民の自治意識の高揚を図ります。
- ふるさと納税を活用した福祉事業の見える化、寄附に係る税控除等の案内など、広く寄附の有用性について、地域住民に周知します。

【社協の取組の概要】

- 永年にわたり福祉の推進向上に寄与された方及び寄附者や募金協力者・団体等の功績をたたえ、社会福祉功労者として表彰し、意識の醸成を図ります。より多くの功労者が生まれるような仕組みについても検討します。
- 寄附者本人の意向を酌んだ福祉事業への転換となる受け皿の検討、地域のニーズにあった取組の創出に努めます。

取組の展開

② 共同募金、寄附等の地域還元の仕組みづくり

【行政の取組の概要】

- 地域づくりの原資となる民間企業等の資金調達（ファンドレイジング）、クラウドファンディングの活用について社協とともに研究し、地域のニーズを具現化できる仕組みの構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 共同募金の配分金の活用については、地域のニーズを勘案し、地域住民が実感できる取組となるよう努めます。
- 地域還元のプラットフォームとして、民間企業等のファンドを活用して、創意工夫のある地域福祉活動への支援につながる仕組みづくりを行います。

取組の展開

③ 情報発信の強化 **★重点**

【行政の取組の概要】

- 社協の取組が市民に周知されるよう、市の広報やホームページを活用して、情報発信への協力を継続していきます。

【社協の取組の概要】

- 社協事業や地区社協の事業、ボランティア事業の見える化として、定期的に社協だよりを発信するとともに、誰もが理解しやすい社協の事業案内のパンフレットを作成します。
- SNS、フェイスブック、ツイッターなど時代に即した広報媒体を活用するとともに、社協事業の他機関誌への掲載への展開や社協だよりを通して地域貢献企業の取組についても積極的に掲載します。

取組の展開

④ 組織の強化

【行政の取組の概要】

- 地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の中核である社協の役割は重要であることから、福祉分野だけではなく、まちづくり、教育、スポーツ、防災、産業、農業、文化などあらゆる分野と連携できるよう支援します。

【社協の取組の概要】

- 相談支援の強化と地域をコーディネートする力を養成するため、研修機会の確保と内部研修などを通して、職員等の育成に取り組めます。
- 社協のブランド力の向上に努めるとともに、福祉系大学等への周知活動にも力を入れ、将来の草加市の福祉の担い手となる職員の確保と育成の強化を図ります。



第 5 章

重点的取組

1 重点的取組

プランの期間中に重点的に取り組む内容は、基本目標ごとに次のように設定しました。
重点的取組は、草加市地域福祉推進実施計画において、関係する所管を含めた具体的工程を示し、進捗を管理します。

基本目標 1

地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり

取組の方向性 1-2 気軽に集える場づくり

気軽に集える場づくりとして、地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくりが必要となります。身近な地域資源を活用しながら、気軽に相談も行え、自分らしく活躍できる場づくりを推進します。

取組の方向性 1-5 福祉を支える人材の確保・育成

福祉を支える人材の確保・育成として、多様化、複雑化する地域の困り事を他人事ではなく、我が事として捉え、受け手であった方が支え手になるなど、地域の支え合いを担う地域住民の知識と経験をいかした多様な分野のサポーター、支援員養成を推進します。

重点的取組	期待される効果
○ 地域の居場所づくり (1-2 ①)	○ 交流する機会の増加 ○ 受け手から支え手への転換
○ 多様な分野のサポーター、支援員の養成 (1-5 ②)	○ 地域の力の醸成 ○ 我が事としての参加促進

主 体	取組内容	スケジュール			
		R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	高年者、子ども、障がい児・者に関わらず、誰もが集えて、その居場所で誰もが活躍できるような地域の活動拠点の環境整備を行います。				
社 協	地域に必要とされる支援に対して、支援する側に回ろうとする機運を醸成するとともに、サポートする人材を確保し育成します。				

基本目標2

支え合いとつながり続けることを大切にする地域づくり

取組の方向性2-1 支え合い、つながる仕組みづくり

支え合い、つながりのある地域づくりとして、高年者、障がい児・者、子どもまで世代や分野を問わず、地域におけるあらゆる生活課題の解決に向け、地域の支え合いやつながりを通して、新たな社会資源を創出します。

取組の方向性2-2 見逃さない相談体制づくり

見逃さない相談体制づくりとして、地域におけるあらゆる生活課題を把握し、その課題に即した伴走的な支援の充実を図ります。

コミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域において、誰でも気軽に相談できる体制を構築します。

重点的取組	期待される効果
○ 支え合い、つながりづくり (2-1①)	○ 地域課題の共有 ○ 社会資源の開発
○ 課題解決に向けた伴走的な支援の充実 (2-2①)	○ 地域課題の早期発見 ○ 気持ちに寄り添った支援

主 体	取組内容	スケジュール			
		R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	地域の困り事を早期に発見し、解決するため、コミュニティソーシャルワーカーの配置を段階的に進めていきます。				
社 協	地域住民とともに、地域にある生活課題を共有できる場を設け、地域で解決ができるような仕組みを創出します。				

基本目標3

誰もが安心して相談できる体制づくり

取組の方向性3-1 断らない相談体制づくり

断らない相談体制づくりとして、現在、生活困窮者自立相談支援窓口として設置している「まるごとサポート SOKA」において、チームアプローチで課題に取り組み、世帯全体の支援ができる体制づくりを行います。

取組の方向性3-2 成年後見制度利用促進の体制整備

成年後見制度利用促進のための中核機関を設置し、さいたま家庭裁判所を始め、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会などの専門機関、地域包括支援センターや基幹相談支援センターの関係機関とのネットワークを強化し、体制を整備します。

取組の方向性3-3 ケアラー支援の体制整備

ケアラー支援の体制整備として、ケアを必要とする方への個別支援だけではなく、ケアラーに対する支援を重点に、世帯全体の支援ができるよう、地域包括支援センターを始め、障がい、子どもの相談支援機関における現状の把握に努め、体制を整備します。

重点的取組	期待される効果
○ チーム支援による包括的支援体制整備 (3-1①)	○ 早期の支援の実現
○ 中核機関の設置促進 (3-2①)	○ 地域住民の権利の擁護
○ ケアラーを支援する仕組みの構築 (3-3②)	○ ケアラーへの支援を重点とした 世帯全体の支援

第5章 重点的取組

主 体	取組内容	スケジュール			
		R 2	R 3	R 4	R 5
行 政	チームで課題に取り組み、断らない相談窓口の設置に向けた調整をします。 成年後見制度の利用を促進する中核機関を設置するとともに、専門機関との地域連携ネットワークを構築して、権利擁護の支援を実施します。 ケアラー支援における普及啓発を進めるとともに、現状の把握から、支援の在り方を検討し、体制を整備します。				
					
社 協	あらゆる生活課題への対応として、相談支援を行うとともに、生活支援の充実に努めます。 そうか成年後見サポートセンターの相談体制を充実させるとともに、法人後見、あんしんサポートねっとの活用を促進します。				
					

基本目標4

ネットワークと息の長い支援体制づくり

取組の方向性4-1 関係機関と協働したネットワークづくり

関係機関と協働したネットワークづくりとしては、既存の地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童地域連絡協議会等を活用して、課題の解決を図りつつ、あわせて予防的な観点からも、横断的に協働した弾力的なネットワークづくりを行います。

取組の方向性4-2 地域に根ざした社協づくり

地域に根ざした社協づくりとして、社協が地域に溶け込み、地域とのきずなを構築しながら、地域福祉の取組の普及・啓発に努め、地域住民に信頼される体制づくりを行います。

重点的取組	期待される効果
○ 課題解決に必要な弾力的なネットワークづくり (4-1①)	○ 顔が見える関係づくり ○ 課題の重症化の防止
○ 情報発信の強化 (4-2③)	○ 取組の見える化

主 体	取組内容	スケジュール			
		R2	R3	R4	R5
行 政	複合的な課題や制度の狭間に対して、より必要な関係機関と連携することで、早期の支援につながるネットワークを構築します。				
社 協	時代に即した情報発信媒体を活用し、社会福祉法人、民間企業、地域の福祉活動などの取組を積極的に発信します。				

第6章

計画の推進体制

1 地域住民と行政との協働による推進

1-1 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づく基本方針の推進

本市では、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」において、市民自治の実現、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会及び市の関係、役割及び責務を明らかにし、自治の基本原則を定めています。

あわせて、誰もが参画できる市民の自立と自律による市民主体のまちづくりを掲げていることを踏まえ、本プランのうち、基本方針においても、この条例の基本原則に準拠して、取組を推進します。

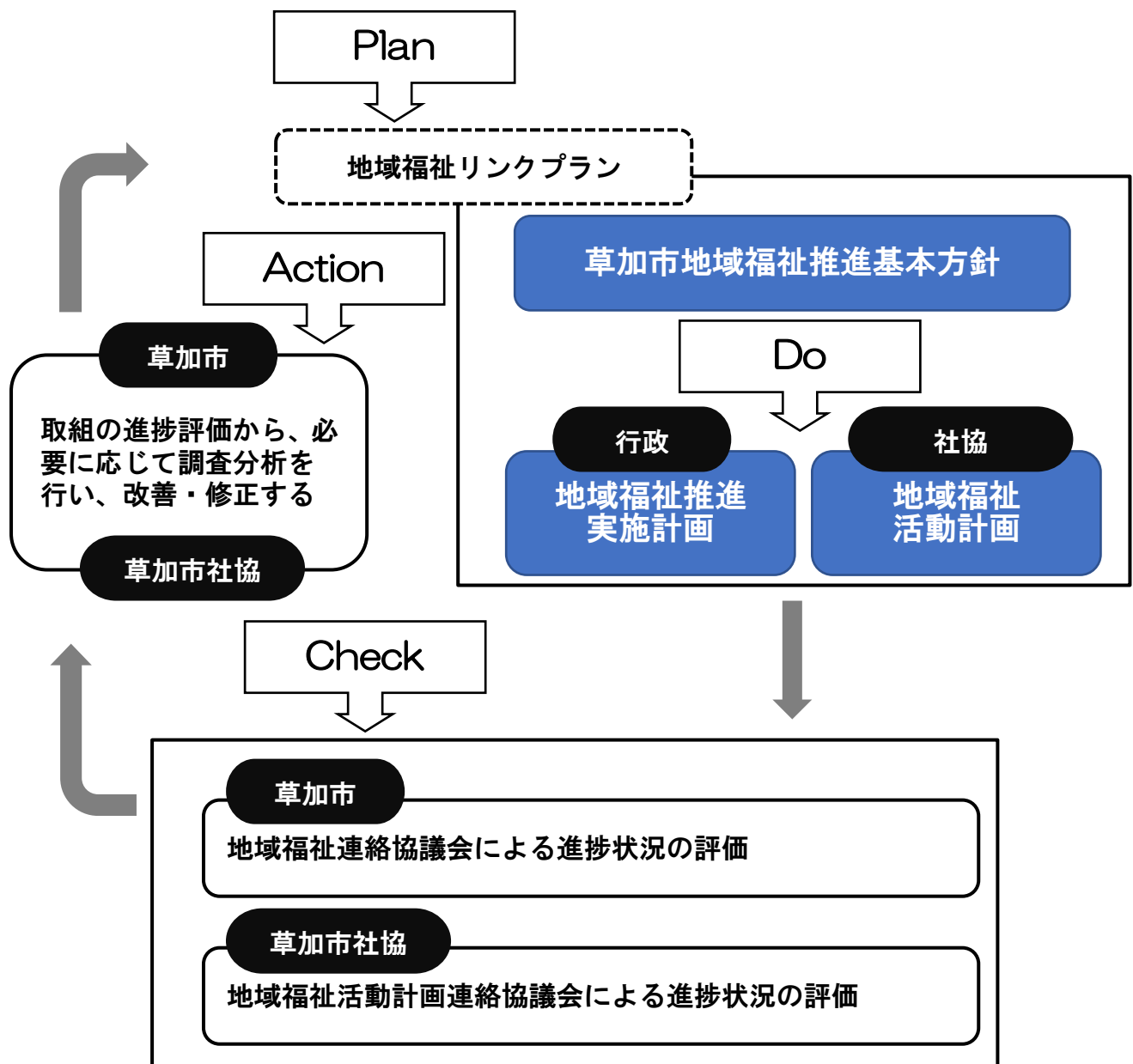
1-2 その他の市の計画との関係

地域福祉の推進は、地域に関わる全ての地域住民を対象としており、本プランは地域住民の自立した生活を支えるためのものとなります。このため、本プランのうち、基本方針の取り扱う分野は、福祉に限らず、広く医療、くらし、人権等多岐にわたっており、その他の市の計画との連携が求められます。

2 プランの推進体制と取組の進捗管理

本プランの推進体制として、本プランのうち、基本方針を取り扱う課が中心となり、具体的取組の政策立案や進捗管理を行っていきます。

また、本プランのうち、地域福祉活動計画においては、地域福祉の中核である社協が中心となり、地域の社会資源とのネットワークを図り、地域の実情にあった地域のまちづくりを展開し、具体的取組の進捗管理を行っていきます。



3 地域福祉計画に盛り込むべき事項との照合

	事項	該当頁
1	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項	
	就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉分野以外（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）の分野との連携	
	高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野で、特に重点的に取り組む	
	制度の狭間の課題への対応（ひきこもり、ソーシャルワーク体制整備等）	
	生活困窮者のような分野横断的に対応できる体制	
	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	
	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	
	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	
	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	
	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	
	高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着眼した支援の在り方	
	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援	
	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	
	地域住民等が主体的に地域活動課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	
	地域づくりにおける官民共同の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進	
	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	
	全庁的な体制整備	
2	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	
	福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携	
	社会福祉従業者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制整備	
	サービスの評価や内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	
	成年後見制度・日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備	
	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	
3	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	
	民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援	
	社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	
	福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策	
4	地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項	
	活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援	
	地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	
	地域住民、サービス利用者の自立	
	地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上	
	住民等の交流会、勉強会等の開催、福祉教育の推進	
	福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮	
	民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備	
5	包括的な支援体制の整備に関する事項	
	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活活動を把握し解決を試みることができる環境整備	
	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	
	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築	



第7章

地区別カルテ

1 地区別の現況

「草加市都市計画マスタープラン」の地区別方針の記載内容を基に10地区の現況を整理しました（一部改変あり）。

1-1 新田西部地区



地区の概況

●市の北西部に位置し、低層住宅地を中心とした地区です。 ●地区内には、国道4号線と外環状道路が通過しており、これらによって地区やコミュニティが分断されており、まちづくりや課題などにも大きな違いがあります。 ●平成28年（2016年）の人口は40,000人強、世帯数は約18,000世帯弱、市内でも人口・世帯の減少や少子高齢化が早く進む地区と推計されます。	【課題】 ●高年者の買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。 ●高年者の増加にあわせて高年者向け施設の確保をしていく必要があります。 ●戸建住宅が中心の地区のため、高年者単身世帯や高年者夫婦のみ世帯の増加に伴う住宅のミスマッチが発生する可能性があります。
---	--

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	40,421	34,530	-14.6%
高年者人口	9,803	10,543	7.5%
年少人口	5,422	3,651	-32.7%
世帯数	17,691	15,931	-9.9%
介護保険要支援 要介護認定者数	1,031	1,609	56.1%

地域資源

人的資源 町会・自治会 13 組織 町会・自治会加入率 55.9%、NPO 法人 2 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
新田西部	新田地区	H4. 9	平成28年度	1	3	19	18	23	16	157		43	280	
			平成29年度	1	3	19	18	21	16	156		43	277	
			平成30年度	1	2	18	16	20	16	141		44	258	

1-2 新田東部地区



地区の概況

- 市の北部に位置し、越谷市に隣接しています。
- 地区内には、東西方向に外環状道路が通過しています。また、地区の南部には草加八潮工業団地があります。
- 平成28年（2016年）の人口は32,000人弱、世帯数は14,000世帯強、人口は減少に向かうものの、世帯数は20年後も増加する見込みです。

【課題】

- 既存の施設の機能転換を図るなど、高年者の増加にあわせて高年者向け施設を確保していく必要があります。
- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年(近況)	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	31,715	29,757	-6.2%
高年者人口	7,217	8,592	19.1%
年少人口	4,124	2,960	-28.8%
世帯数	14,393	14,852	3.2%
介護保険要支援 要介護認定者数	736	1,266	72.0%

地域資源

人的資源 町会・自治会 16 組織 町会・自治会加入率 59.6%、NPO 法人 10 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
新田東部	草加東部地区	H7.2	平成28年度	1	9	28	8	8	9			44	107	5
			平成29年度	1	10	25	8	7	9			43	103	5
			平成30年度	1	9	23	8	8	8			42	99	5
	新田東部地区	H7.3	平成28年度	1	4	16	23	31	12			0	87	4
			平成29年度	1	4	17	20	23	8			0	73	4
			平成30年度	1	4	17	20	24	8			0	74	4

1-3 草加川柳地区



①草加川柳地区（市街化区域）

地区の概況

- 市の北東部に位置し、東は八潮市に隣接しています。
- 地区内には、外環状道路が地区の東西を横断しており、地区やコミュニティが分断されています。
- 平成28年（2016年）の人口は約16,500人、世帯数は7,000世帯弱、市内でも少子高齢化の進行が比較的早い地区です。

【課題】

- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 既存の施設の機能転換を図るなど、高年者の増加にあわせて高年者向け施設を確保していく必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年(近況)	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	16,524	14,788	-10.5%
高年者人口	3,831	3,878	1.2%
年少人口	2,578	1,559	-39.5%
世帯数	6,658	5,933	-10.9%
介護保険要支援 要介護認定者数	370	618	67.0%

地域資源

人的資源

町会・自治会 6 組織 町会・自治会加入率 61.9%、NPO 法人 1 団体



②草加川柳地区（市街化調整区域）

地区の概況

- 市の北東部に位置し、北は越谷市、東は吉川市、南は八潮市に隣接し、越谷レイクタウンにも至近の位置にあります。
- 地区の南北を東埼玉道路が通過しており、都心へのアクセスが良く、土地のポテンシャルの高い地区です。
- 人口も世帯も、全地区の中で最も高い割合で減少する地区です。また高年者人口は全地区の中で一番高い割合で、年少人口も比較的高い割合で減少する地区です。

【課題】

- 少子化が進んでいく可能性があります。
- 人口減少や人口構成の変化にあわせて、既存施設の機能転換などを検討する必要があります。
- 将来的な空き家の発生リスクが高いです。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016 年	2035 年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	2,070	1,475	-28.7%
高年者人口	696	455	-34.6%
年少人口	218	149	-31.7%
世帯数	1,018	590	-42.0%
介護保険要支援 要介護認定者数	66	77	16.7%

地域資源

人的資源 町会・自治会 1 組織 町会・自治会加入率 47.4%、NPO 法人 1 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
草加川柳	川柳地区	H6. 4	平成28年度	1	7	37	20	26	10				101	
			平成29年度	1	7	38	20	25	10				101	
			平成30年度	1	7	39	20	25	12				104	

1-4 草加安行地区



地区の概況

- 市の西部に位置し、西は川口市に隣接し、地区内には獨協大学前＜草加松原＞駅が立地です。
- 地区の中央を南北に国道4号線が通過しており、その東側は草加松原団地や獨協大学が立地する集合住宅中心のエリア、西側は戸建住宅を中心とするエリアです。国道4号線を挟んでまちの様相に違いが見られます。
- 草加松原団地は現在、建替事業が進行中であり、市内で唯一、人口増加が見込まれる地区です。
- 若年層を中心とした転入者が増加することが想定されることから、多世代交流のモデル地区としての発展が期待されます。

【課題】

- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 既存の施設と調整を図りつつ、高年者の増加にあわせて高年者向け施設を確保していく必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016 年	2035 年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	31,469	35,706	13.5%
高年者人口	8,844	9,628	8.9%
年少人口	3,946	4,045	2.5%
世帯数	14,355	16,634	15.9%
介護保険要支援 要介護認定者数	1,000	1,541	54.1%

地域資源

人的資源

町会・自治会 14 組織 町会・自治会加入率 55.5%、NPO 法人 8 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
草加安行	安行地区	H4. 8	平成28年度	1	3	16	17	22	13	0		79	151	9
			平成29年度	1	3	17	20	21	13	0		81	156	9
			平成30年度	1	3	17	20	21	13	0		82	157	9
	松原地区	H7. 10	平成28年度	1	3	14	8	8	8	0		2	44	6
			平成29年度	1	3	14	8	7	8	0		2	43	6
			平成30年度	1	3	14	8	7	8	0		2	43	6

1-5 草加西部地区



地区の概況

- 市中央の西部に位置し、西は川口市に隣接しています。
- 地区内を南北方向に幹線道路である国道4号線が通過しており、地区が東西に分断されています。
- 平成28年（2016年）の人口は28,000人強、世帯数は14,000世帯弱、駅前の利便性の高さから単身世帯の占める比率が高い地区です。自治会の組織率の低下など、将来的なコミュニティの維持に懸念のある地域です。

【課題】

- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 既存の施設の機能転換を図るなど、高年者の増加に合わせて高年者向け施設を確保していく必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	28,334	27,526	-2.9%
高年者人口	6,179	6,819	10.4%
年少人口	3,519	2,833	-19.5%
世帯数	13,563	14,898	9.8%
介護保険要支援 要介護認定者数	702	981	39.7%

地域資源

人的資源

町会・自治会 13 組織 町会・自治会加入率 44.0%、NPO 法人 10 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部長	福祉協力員	延べ人数	ブロック
草加西部	草加西部地区	H6. 3	平成28年度	1	2	24	14	18	8	0		159	226	10
			平成29年度	1	2	21	13	15	8	0		162	222	10
			平成30年度	1	2	20	15	15	8	0		161	222	10

1-6 草加東部地区



地区の概況

- 市中央部の東側に位置し、東は八潮市に隣接しています。
- 草加駅東口には市内最大の商業業務施設が集積し、また、旧日光街道沿いの旧町地区には古い建築物なども残っています。かつての草加宿の面影を感じさせる地区です。
- 平成28年（2016年）の人口は28,000人強、世帯数は13,000世帯強、市内でも少子高齢化の進行が遅い地区です。

【課題】

- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 既存の施設の機能転換を図るなど、高年者の増加に合わせて高年者向け施設を確保していく必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	28,338	27,279	-3.7%
高年者人口	5,586	6,771	21.2%
年少人口	3,655	3,010	-17.6%
世帯数	13,132	13,423	2.2%
介護保険要支援 要介護認定者数	693	884	27.6%

地域資源

人的資源 町会・自治会 24 組織 町会・自治会加入率 55.1%、NPO 法人 5 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
草加東部	草加中央地区	H7. 3	平成28年度	1	4	34	21	25	10				95	6
			平成29年度	1	4	33	21	21	11				91	6
			平成30年度	1	5	35	20	21	11				93	6

1-7 草加稲荷地区



地区の概況

- 市の東部に位置し、八潮市に隣接しています。
- 南北方向の道路として県道越谷八潮線が、東西方向の道路として県道浦和流山線が通っており、工業団地があることからトラックなどの業務交通が多くなっています。
- 平成28年（2016年）の人口は約9,100人、世帯は約4,000世帯、市内でも人口減少、少子高齢化の進行が早く進むとみられている地区です。

【課題】

- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。
- 市内でも空き家発生リスクが高いです。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	9,160	6,838	-25.3%
高年者人口	2,099	2,128	1.4%
年少人口	1,270	698	-45.0%
世帯数	3,929	3,234	-17.7%
介護保険要支援 要介護認定者数	203	312	53.7%

地域資源

人的資源 町会・自治会7組織 町会・自治会加入率56.7%、NPO法人5団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
草加稲荷	稲荷地区	H4.6	平成28年度	1	6	27	17	19	7	24			101	4
			平成29年度	1	6	27	16	18	7	24			99	4
			平成30年度	1	6	29	16	19	7	24		0	102	4

1-8 谷塚西部地区



地区の概況

- 市の南西部に位置し、南は足立区、西は川口市に隣接しています。
- 生産緑地が多く残り、みどり豊かな住宅地を中心とした地区となっていますが、県道草加三郷線と県道浦和東京線の沿道には工場や商業施設などが立地しています。
- 平成28年（2016年）の人口は約26,000人、世帯は11,000世帯強、市内でも少子高齢化の進行が遅い地区で、今後20年間の人口減少も僅かとなっています。

【課題】

- 通院などが課題となる可能性があります。
- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 既存の施設の機能転換を図るなど、高年者の増加に合わせて高年者向け施設を確保していく必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	25,987	24,990	-3.8%
高年者人口	6,203	6,602	6.4%
年少人口	3,493	2,734	-21.7%
世帯数	11,139	10,687	-4.1%
介護保険要支援 要介護認定者数	636	998	56.9%

地域資源

人的資源 町会・自治会 9 組織 町会・自治会加入率 55.0%、NPO 法人 3 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
谷塚西部	谷塚西部地区	H4. 11	平成28年度	1	2	25	23	21	15			52	139	7
			平成29年度	1	2	25	23	21	15			52	139	7
			平成30年度	1	2	24	26	20	23			49	145	7

1-9 谷塚中央地区



地区の概況

- 市の南部の中央に位置し、南は足立区に隣接し、市の南の玄関口となる谷塚駅が地区内に立地しています。
- 地区の北部には、旧耐震建築物や狭い道路が密集した、市内でも最も防災リスクの高いエリアです。
- 平成28年（2016年）の人口は約17,100人、世帯は約8,200世帯、市内でも少子高齢化の進行が早い地区です。駅前ということもあり、単身高年者の比率も高くなると予想されています。

【課題】

- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 既存の施設の機能転換を図るなど、高年者の増加に合わせて高年者向け施設を確保していく必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	17,145	14,393	-16.1%
高年者人口	3,911	4,329	10.7%
年少人口	1,992	1,400	-29.7%
世帯数	8,234	7,697	-6.5%
介護保険要支援 要介護認定者数	458	638	39.3%

地域資源

人的資源

町会・自治会 12 組織 町会・自治会加入率 48.7%、NPO 法人 4 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
谷塚中央	谷塚地区	H6. 11	平成28年度	1	4	29	26	24	13				97	
			平成29年度	1	4	30	25	25	13				98	
			平成30年度	1	4	26	23	27	11				92	

1-10 谷塚東部地区



地区の概況

- 市の南東部に位置し、南は足立区、東は八潮市に隣接している。市の南の玄関口となる谷塚駅が立地しています。
- 南北方向は県道足立越谷線や県道瀬崎東町線が、東西方向は草加三郷線や草加南通線などが通っています。
- 平成28年（2016年）の人口は約14,700人、世帯は約7,000世帯、市内でも高齢化の進行が早い地区です。

【課題】

- 高年者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高年者の生活環境を整える必要があります。
- 既存の施設の機能転換を図るなど、高年者の増加に合わせて高年者向け施設を確保していく必要があります。
- 地域における見守り・支え合いの体制を整える必要があります。

人口・世帯等の現状と将来予測 【2016年調査時点】

	2016年	2035年(推計値)	増減率(2016→2035)
人口	14,715	12,842	-12.7%
高年者人口	3,129	3,942	26.0%
年少人口	1,813	1,297	-28.5%
世帯数	6,946	6,937	-0.1%
介護保険要支援 要介護認定者数	336	560	66.7%

地域資源

人的資源 町会・自治会 4 組織 町会・自治会加入率 64.6%、NPO 法人 3 団体

地区社協

地区	地区社会福祉協議会名	発足	各年度末	会長	副会長	運営委員	行事委員	福祉委員	啓発委員	会食担当	レクリエーション部会	福祉協力員	延べ人数	ブロック
谷塚東部	瀬崎地区	H5. 1	平成28年度	1	5	33	19	17	10		12	45	142	4
			平成29年度	1	5	33	22	15	12		9	44	141	4
			平成30年度	1	5	33	22	19	11		7	47	145	4

資料編

1 設置要綱

1-1 草加市地域福祉連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉を市民や関係機関と共に策定及び推進していくため、草加市地域福祉連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平25告示1134・一部改正、平30告示322-2・一部改正)

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく草加市地域福祉計画(次号において「計画」という。)の素案の策定に関すること。
- (2) 計画に係る取組の進捗管理、評価、見直しその他計画の推進に関すること。
- (3) 社会福祉法第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、意見を述べること。

(平25告示1134・全改、平30告示322-2・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 地域市民団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(平30告示322-2・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(平 29 告示 240・一部改正、平 30 告示 322-2・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年告示第 1134 号)

この要綱は、平成 26 年 2 月 21 日から施行する。

附 則(平成 29 年告示第 240 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年告示第 322-2 号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年5月20日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の草加市地域福祉連絡協議会設置要綱第3条の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても、同項の規定により行うことができる。

1－2 社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画

連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を市民や関係機関と共に策定及び推進していくため、社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画素案の策定に関すること。
- (2) 計画に係る取組の進捗管理、評価、見直しその他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、草加市地域福祉連絡協議会委員を委員とし、社会福祉法人草加市社会福祉協議会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、草加市地域福祉連絡協議会委員の任期とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

1－3 第2次草加市地域福祉推進基本方針・第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による草加市地域福祉計画に基づく草加市地域福祉推進基本方針及び社会福祉法人草加市社会福祉協議会の社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画（次条においてこれらを「方針及び計画」という。）の策定に必要な事項を検討するため、第2次草加市地域福祉推進基本方針・第4次社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 方針及び計画の策定並びに見直しに関する調査及び研究を行い、草加市地域福祉連絡協議会及び社会福祉法人草加市社会福祉協議会地域福祉活動計画連絡協議会の審議資料を作成すること。
- (2) その他方針及び計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、委員19名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 社会福祉法人草加市社会福祉協議会の職員
- (2) 市の職員

2 前項第2号の市の職員は、健康福祉部副部長（市長が指名する者に限る。）、総合政策課長、人権共生課長、みんなでまちづくり課長、福祉政策課長、生活支援課長、長寿支援課長、介護保険課長、障がい福祉課長、健康づくり課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子育て支援センター所長、くらし安全課長、都市計画課長及び指導課長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、検討会を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 検討会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

2 委員等名簿

2-1 草加市地域福祉連絡協議会及び社会福祉法人草加市社会福祉協議会

地域福祉活動計画連絡協議会委員名簿

選出区分	氏 名	選出団体等
社会福祉関係者	イシカワ ノリアキ 石川 憲章	特定非営利活動法人 草加市身体障害者福祉協会
	オノ ヒデキ 小野 秀樹	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会
	アマノ タツオ 天野 達雄	草加市民生委員・児童委員協議会
	サイトウ サチコ 斉藤 幸子◎	ボランティア草加連絡協議会
	モロ ヌキ ヒロユキ 諸貫 啓之	草加市介護支援専門員連絡協議会
知識経験者	マツモト マサ ヒコ 松本 眞彦	一般社団法人 草加八潮医師会
	モリ キョウコ 森 恭子○	学校法人文教大学学園文教大学
地域市民団体等の 代表者	ヒダカ マサアキ 日高 昌昭	草加市町会連合会
	イシイ タケン 石井 武	草加商工会議所
	ホンダ ケイコ 本多 恵子	草加市子ども会育成者連絡協議会
	ムラマツ ハルコ 村松 治子	介護者の集い「オアシス」
公募による市民	ナガノ ヨウコ 長野 洋子	市民公募
◎ 会長 ○ 副会長		(順不同 敬称略)

3 用語の解説

【か行】

基幹相談支援センター

障がいのある人やその家族などから日常生活における様々な相談への対応に加え、成年後見制度の利用支援や障がい者虐待の早期発見・防止等に必要な支援を行う。草加市では、草加市社会福祉事業団に委託して、設置している。

コミュニティソーシャルワーカー

生活上の課題を持つ個人や家族のニーズに対する個別支援と、その地域における住民のネットワークづくりや生活環境の整備を多職種、多機関と連携して支援する専門職。

【さ行】

自立相談支援機関

平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口。経済的な理由など、生活困窮の状態にある人に対して、生活保護に至る前の段階から、自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮の状態から、早期の自立に向けて支援する。

草加市では、市の生活支援課のとなりに窓口を設置し、まるごとサポート S O K A という名称で、開設している。

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。草加市では、市民後見人養成講座を実施し、受講修了者は、草加市社会福祉協議会に設置されているそうか成年後見センターに市民後見人候補者として登録している。

成年後見制度利用促進法

認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することであるが、成年後見制度の活用が十分とは言えない状況である。これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行された。

社会福祉法

社会福祉法は日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。1951 年の制定時は社会福祉事業法という名称で、社会福祉基礎構造改革の検討を経て、2000 年 5 月に社会福祉法に名称と内容が大幅に改正され、同年 6 月に施行された。社会福祉サービスの定義・理念、福祉事務所・社会福祉審議会・社会福祉主事など行政組織に関する規定、社会福祉法人に関する規定、社会福祉協議会、共同募金など地域福祉に関する規定、福祉サービスの情報

提供や利用者の権利擁護システム等が盛り込まれている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害者や障害児、難病患者が、地域社会において、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むために、福祉サービスの給付や地域での生活支援に関わる人材育成などの総合的な支援を行うことを定めた国の法律。

【た行】

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置している。草加市では、社会福祉法人や医療法人等に委託して、運営を行っている。地域包括支援センターでは、介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る支援をしている。

地区社会福祉協議会

福祉推進の自主組織であり、法的な位置付けはないが、住民の自主組織である。草加市内では 12 地区において地区社会福祉協議会が設置され、草加市社会福祉協議会は活動の支援を行なっている。

地区民生委員・児童委員協議会

市町村の一定区域ごと（町村は、原則として町村全域で一つの区域）に民生委員・児童委員協議会を設置することが民生委員法に規定されており、「法定単位民生委員・児童委員協議会」と呼んでいる。草加市では、12 の地区に分かれており、12 の地区民生委員・児童委員協議会が組織されている。

ダブルケア問題

広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題。狭義では、育児と介護の同時進行の状況のことである。育児と介護、介護と孫支援など、少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念。

【は行】

8050 問題

ひきこもりが長期化すると親も高齢となり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかったりして、一家が孤立、困窮するケースが顕在化し始めている。こうした例は「80 代の親と 50 代の子」を意味する「8050（はちまるごーまる）問題」と呼ばれる。